

別記2-1

農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）

農山漁村発イノベーション推進支援事業

第1 定義

- 1 本事業において「スマイルケア食」とは、「スマイルケア食識別マーク利用許諾要領（<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/seizo/attach/pdf/kaigo-41.pdf>）」に基づき利用許諾を受けた、栄養補給を必要とする人向け、嚙む機能に問題がある人向け、飲み込む機能に問題がある人向けに、それぞれ「青」「黄」「赤」の分類マークが表示された介護食品をいう。
- 2 本事業において「地方農政局長等」とは、事業実施地域が所在する都道府県ごとに、それぞれ以下の者をいう。
 - (1) 北海道 北海道農政事務所長
 - (2) 沖縄県 内閣府沖縄総合事務局長
 - (3) (1) 及び (2) 以外の都府県 当該都府県の区域を管轄する地方農政局長

第2 事業の内容等

- 1 本事業は、農山漁村において新たな事業・雇用機会を創出する農山漁村発イノベーションを推進するための取組を支援する。

なお、本事業における事業内容、事業実施主体、交付率及び助成額の具体的な内容は、別表1の定めによるものとする。
- 2 本事業の目標年度は、事業完了年度の翌々年度とする。
- 3 本事業の成果目標は、事業実施前年度において農山漁村発イノベーションの売上高の実績を有する事業実施主体については、事業実施主体の当該売上高が事業実施前年度と比較して10%以上増加することとする。

また、事業実施前年度において農山漁村発イノベーションに係る売上高の実績を有していない事業実施主体については、事業実施主体の当該売上高が目標年度までに創出されることとし、その売上高をもって成果目標とする。

第3 事業の実施手続等

- 1 事業実施の手続
 - (1) 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の策定について
 - ア 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の策定

事業を実施するに当たっては、事業実施主体は、別紙様式第1号により、農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を策定し、都道府県知事に提出するものとする。
 - イ 事業実施計画策定の留意事項

事業実施計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

 - (ア) 事業実施地域における所得の向上や雇用の確保に資する取組であるこ

と。

- (イ) 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。
- (ウ) 事業費のうち事業実施主体の自己負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (エ) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (オ) 成果目標の検証が適切に行われることが見込まれること。
- (カ) 地域の課題を踏まえた取組を行うよう努めること。
- (キ) 事業実施主体は、事業目的に対し過剰な取組を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めること。

(ク) 別表1の事項2の取組において新商品開発を行う場合にあっては、次のa及びbを満たすものであること。

ただし、施設給食（別記2-2の第2の1の（3）の「施設給食」をいう。以下同じ。）及び介護食品（スマイルケア食を含む。）の取組にあっては、aに代わり、cを満たすものであること。

a 第7の1の（1）から（14）までの地域（以下「対象地域」という。）に賦存する農林水産物等（地域において生産された農林水産物及びこれを原料として製造された加工品をいう。以下同じ。）を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであって、商品に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。

b 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。

c 対象地域に賦存する農林水産物等を活用し、かつ、施設給食の利用者又は介護食品の提供を受ける者の需要に即したものであって、主要原材料の安定的な生産・供給体制や製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について、事前に十分な調査・検討が行われているものであること。

(ケ) 別表1の事業内容の欄の取組で試験販売を実施する場合にあっては、次のa及びbを満たすものであること。

なお、試験販売の実施により事業実施期間中に収益が発生した場合には、当該収益を本事業に要した経費から差し引いて交付金の額を確定させるものであること。

a 展示会等のブース又は事業実施主体が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。

b 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。

エ 特認団体申請書の提出

特認団体として事業実施主体になろうとする場合にあっては、事業実施計画の提出の際、併せて別紙様式第2号により特認団体申請書を作成し、都道府県知事に提出すること。

(2) 都道府県計画の作成及び協議

ア 都道府県知事は、(1)に定める事業実施計画を踏まえ、都道府県計画を作成し、これを別紙様式第3号と併せて地方農政局長等に提出し、その内容について協議するものとする。ただし、都道府県計画は、次の各号に該当しないものであることとする。

(ア) 採択基準を満たしていないもの

(イ) 第4及び別表2の評価基準に基づいて都道府県がポイントを与えた後、協議を行うまでの間に、事業実施計画の変更等の事由により、当初与えられたポイントを下回ることとなったもの

イ アに定める都道府県計画の様式は、別紙様式第4号とする。

ウ 都道府県知事は、アに定める都道府県計画に特認団体の認定を受けようとする事業実施主体が含まれている場合は、当該都道府県計画に、別紙様式第2号の写しを添付して地方農政局長等に提出し、その内容について協議するものとする。

(3) 都道府県計画の承認

地方農政局長等は、(2)により提出された都道府県計画の内容、対象経費等を審査し、当該都道府県計画が(2)のアの(ア)及び(イ)に該当しないことを確認し、かつ、交付等要綱及びこの要領に照らして適当であると認める場合は、これを承認するものとする。地方農政局長等は、承認した都道府県計画及び事業実施計画について、別紙様式第5号により速やかに農村振興局長に報告するものとする。

(4) 年度別事業実施計画の策定

ア 事業実施主体は、複数年度にわたって事業を実施する場合にあっては、事業の開始年度の翌年度において、1年目の成果及び実績を考慮した上で、別紙様式第6号により年度別事業実施計画を策定し、4月末日までに都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、提出された年度別事業実施計画が適当であると認める場合にあっては、別紙様式第3号により地方農政局長等に提出し、その内容について協議するものとする。

イ 地方農政局長等は、提出された年度別事業実施計画が適当であると認める場合にあっては、これを承認するものとし、別紙様式第5号により速やかに農村振興局長に報告するものとする。

2 事業実施計画及び都道府県計画の重要な変更又は中止若しくは廃止の協議

1の(1)から(3)までの規定は、事業実施計画及び都道府県計画の変更のうち次に掲げるものについて準用する。この場合において、1の(1)のアの規定中「事業を実施するに当たっては」及びウの「事業実施計画の策定に当たっては」とあるのは「事業実施計画を変更するときは」と読み替えるものとする。

(1) 事業実施主体の変更（事業実施主体の追加、削除又は名称の変更をい

- う。)
- (2) 事業実施主体の成果目標の変更（成果目標の変更又は目標値の変更をいう。）
- (3) 事業内容の変更
- (4) 不用額の発生に伴う本交付金の額の減額（地方農政局長等が必要と認めた場合に限る。）
- (5) 事業実施計画及び都道府県計画の中止又は廃止

3 事業の委託

- (1) 事業実施主体は、他の民間団体等に事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載した上で都道府県知事の承認を得るものとする。
 - ア 委託先を決定している場合にあつては、委託先名
 - イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
- (2) 事業実施主体は、委託に要する費用について、原則として経済性の観点から相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者の見積りを積算内容の根拠とする。相見積りを取らない場合又は相見積りのうち最低価格を提示した者を選定しない場合にあつては、その理由を明らかにした理由書を都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、委託契約書の作成に当たっては、委託する業務の内容を具体的に明記するものとする。また、委託した業務が終了したかどうかについて、委託先が作成した報告書等により確認するものとする。

第4 配分基準

国は、次の1及び2により予算額を配分し、算定された額を合計し、配分対象となる事業実施計画を特定した上で、各都道府県への配分額を決定する。

ただし、1の継続事業の要望額に応じた配分額及び2の新規事業の事業実施計画に対する評価に応じた配分額の総額が予算額を上回る場合にあつては、3により予算額を配分し、算定された額を合計し、配分対象となる事業実施計画を特定した上で、各都道府県への配分額を決定する。

1 継続事業の要望額に応じた配分

複数年度実施する内容の事業実施計画について、継続年度の事業に要する要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、各都道府県へ配分する。

2 新規事業の事業実施計画に対する評価に応じた配分

1以外の新規事業について、事業実施主体の作成した事業実施計画について、別表2に掲げる評価項目に定める配点基準に従って都道府県がポイントを与えた上で、次の方法により算定された額を合計し、各都道府県へ配分する。

- (1) 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）第 2 条に規定する特定有人国境離島地域（以下「特定有人国境離島地域」という。）で実施される取組にあっては、事業実施計画の評価に当たって優先枠を設けることとし、優先枠の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。
- (2) 予算額から 1 及び（1）に要する額を減じた額の範囲内で、特定有人国境離島地域以外において実施される取組にあっては、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

3 継続事業と新規事業の要望額の総額が予算額を上回る際の配分

1 の要望額を定める継続事業分の事業実施計画及び 2 の要望額を定める新規事業分の事業実施計画（以下「継続及び新規分の事業実施計画」という。）について、別表 2 に掲げる評価項目に定める配点基準に従って都道府県がポイントを与えた上で、次の方法により算定された額を合計し、各都道府県へ配分する。

- (1) 特定有人国境離島地域で実施される取組にあっては、事業実施計画の評価に当たって、優先枠を設けることとし、以下のアからウまでにより配分する。
 - ア 事業実施計画をポイントの高い順に並べ、優先枠の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。
 - イ アにより配分した結果、優先枠の最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、アによる予算の配分を行わないこととし、当該事業実施計画については、（2）における配分の対象とする。
 - ウ アにおいて、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に配分する。
- (2) 予算額から（1）に要する額を減じた額の範囲内で、特定有人国境離島地域以外において実施される取組及び（1）のイに該当する取組については、以下のア及びイにより配分する。
 - ア 事業実施計画をポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。
 - イ アにより配分した結果、予算額の最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該事業実施計画の要望額の 8 割を下限とする範囲内で配分するものとし、最後の配分可能額が当該事業実施計画の要望額の 8 割を下回る場合においては、配分を行わないものとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、各事業実施計画の要望額の小さい順に、事業実施計画の要望額の 8 割を下限とする範囲内で配分する。

4 配分結果の提示

1 から 3 までにより配分した結果については、予算の要望があった都道府県に対して、次の項目を提示するものとする。

- (1) 都道府県別の要望件数
- (2) 都道府県別の配分対象件数
- (3) 配分対象となった継続及び新規分の事業実施計画の最低ポイント

5 留意事項

- (1) 別表 2 に掲げる評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた継続及び新規分の事業実施計画が、協議後、当初与えられたポイントに該当する配点基準の内容と異なる事実が判明し、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。
- (2) 配分対象となった継続及び新規分の事業実施計画の実施を取りやめた場合において、当該年度及び翌年度において同一の事業実施計画で要望された場合には、当該事業実施計画は 2 及び 3 による配分の対象から除外するものとする。ただし、地方農政局長等が、自然災害等やむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

第 5 配分額

1 前々年度の不用額に係る配分額への反映

都道府県に配分した予算の効率的な執行を図るため、前々年度の都道府県における交付金の不用額の率（注）が 40%以上の都道府県に対しては 20%を、不用額の率が 20%以上 40%未満の都道府県に対しては 10%を上限として、都道府県ごとの要望額に対する配分額から減額するものとする。

（注）各都道府県が配分を受けた割当額のうち未執行となった額をいい、配分年度の前々年度における各都道府県の不用額を、当該年度の各都道府県の割当額で除して算定する。

2 都道府県戦略の成果目標の達成率に係る配分額への反映

都道府県に配分した予算の効果的な執行を図るため、都道府県戦略の中で定量的な目標を定めている場合における、前々年度の目標の達成率に応じ、都道府県ごとの要望額に対する配分額に、次に定める率を乗じるものとする。

なお、1 都道府県に評価対象となる目標が複数ある場合は、達成率の平均を算出して判断する。

また、目標年度の目標のみを定めており前々年度における目標が定められていない場合には、目標年度の目標の数値を戦略の期間で按分した数値を戦略の経過年数に応じ戦略策定前の実績に積み上げたものを目標数値とみなし、その達成率を基に判断する。

達成率	乗率
100%以上	100%
70%以上 100%未満	95%
50%以上 70%未満	90%
50%未満	80%

3 ただし、1及び2について、自然災害等の特別な事情がある場合についてはこの限りでない。

第6 助成

1 交付等要綱第3の2及び別表1により農村振興局長が別に定める交付対象事業の実施に要する経費は、下表に定めるものとする。

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費等（飲食、喫煙、手土産、接待等、事業の遂行に直接関係のない経費は助成の対象外）
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料（原則として年度ごとの事業費の5割までとする。ただし、「入札・契約手続き等の一層の改善について」（平成21年3月18日付け20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の4の（2）のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託先」は「事業実施主体」と、「再委託先」は「委託先」と、「契約担当官等」は「事業承認者」と読み替えるものとする。）
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	事業の遂行に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数（以下「耐用年数」という。）が3年以下のものに限る。）

9 報酬	委員手当、技術員手当（給料及び職員手当（ただし退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	事業の遂行に最低限必要な資材購入費、調査試験用資材費等（耐用年数が3年以下のものに限る。）
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等

2 別表1の事項1から4までに掲げる事業のうち施設整備（耐用年数が3年以下のものに限る。）を実施する場合にあっては、事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

なお、本事業の施設整備においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

(1) 交付対象事業費の内容

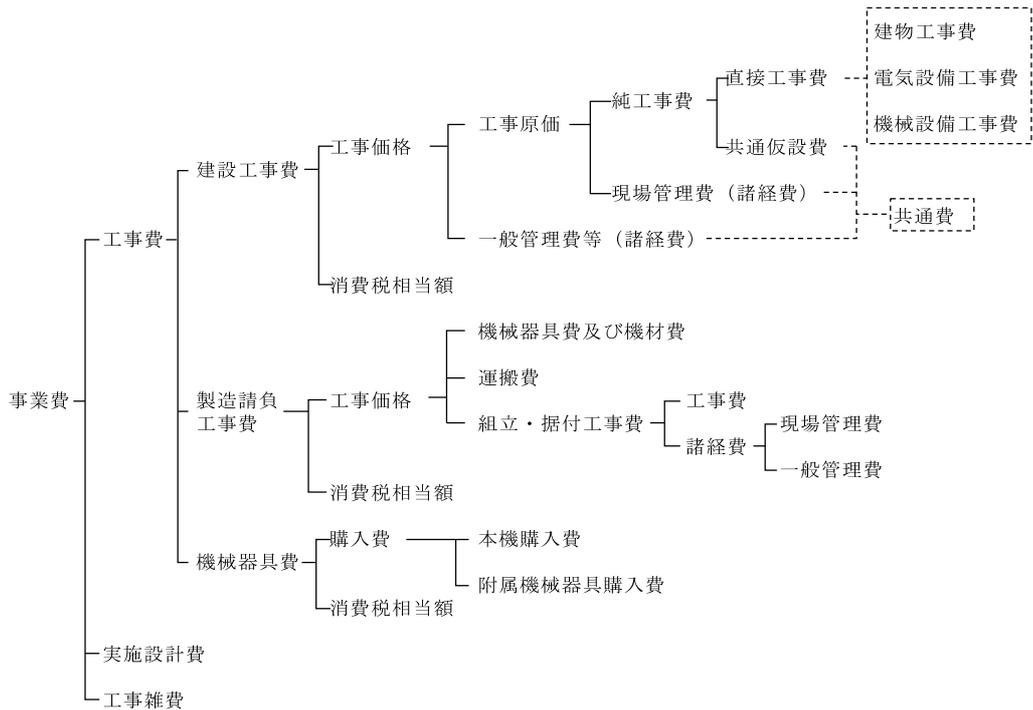
建設工事及び製造請負工事費の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費 (a) 建設工事費 (b) 製造請負工事費 (c) 機械器具費	個人で使用する機械等、目的外使用のおそれがあるものを除く。
2 実施設計費	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3農振第3019号農林水産省農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の2
3 工事雑費	

(2) 本交付金に係る事業費の構成

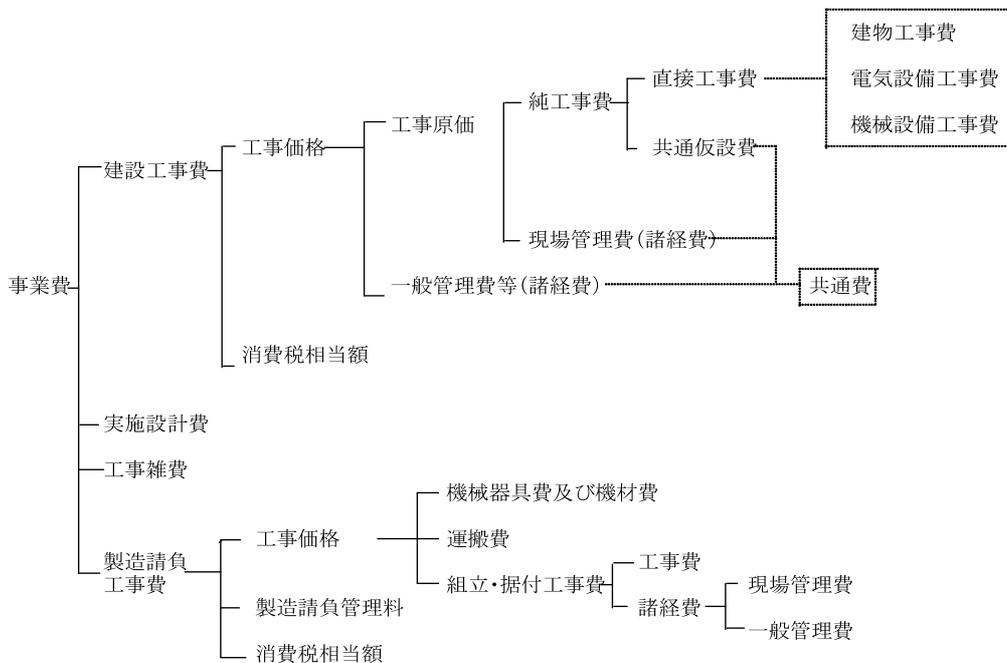
(1) の交付対象事業費の構成は、次を標準とする。

① 請負施行の場合



注) この表は、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」、「公共建築工事見積標準書式」の制定について(平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準拠したものである。

② 代行施行の場合



(3) 本交付金に係る事業費の積算及び取扱い（建設工事及び製造請負工事）

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、一の事業が二以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法に区別して積算するものとする。

建設工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

- a 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費については直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費については機械器具費・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具については本機、附属作業機械等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確にした上で、性能の比較検討等を行うものとする。

- b 建設工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛かり」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

(イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が請負人等に原則として無償で支給する工事材料費として、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討した上で、工事費の低減になるとき

は、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 古品又は古材

- a 古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。
- b 利用する古品又は古材の材質、規格、型式等について、新品又は新資材と一体的な利用管理を行う上で不都合がないものであり、かつ、新品及び新資材と同程度の耐用年数を有するものであること。
- c 請負工事にあつては、当該工事に使用される古品又は古材は事業実施主体からの支給品として取り扱うものとする。

(エ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通して必要となる仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技術管理費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(オ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする表 1 に掲げる現場管理費及び表 2 に掲げる一般管理費等とする。

- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

表1 現場管理費

区 分	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

表2 一般管理費

区 分	内 容
-----	-----

役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(カ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負

わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計等と併せて工事の施工監理を建築士等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付対象としないものとする。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が事業承認者と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5%に相当する額以内とする。

オ 合体施行

合体施行により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象とならない経費の区分については、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した適正な方法で行うとともに、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費の按分は、それぞれの事業費の割合に応じて適正に行うものとする。

3 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても所要額に含めることはできないものとする。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費
- (4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額
- (5) 市町村職員の人件費

- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第7 実施基準等

1 地域要件

本事業において交付金の対象となる取組は、以下のいずれかの地域において行われる取組とする。

- (1) 特定農山村地域
- (2) 振興山村
- (3) 過疎地域
- (4) 半島振興対策実施地域
- (5) 離島振興対策実施地域
- (6) 沖縄地域
- (7) 奄美群島
- (8) 小笠原諸島
- (9) 特別豪雪地帯
- (10) 指定棚田地域
- (11) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）
- (12) 中山間地域
- (13) 農業振興地域
- (14) 漁業集落

2 事業の採択基準

- (1) 事業実施主体が市町村である場合は、当該市町村が市町村協議会（農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの。以下同じ。）を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること。
- (2) 事業実施主体が市町村協議会である場合にあっては、当該協議会を組織する市町村が市町村戦略を定めていること。
- (3) 事業実施主体が市町村協議会の構成員である場合には、第3の1の(1)で策定する事業実施計画に記載された事業の内容が、市町村戦略に基づいて行われる取組であること。
- (4) 事業実施主体が農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村協議会の構成員及び特認団体である場合にあっては、多様な事業者による連携体制（以下「ネットワーク」という。）を構築済みであること又は構築することが見込まれること。なお、当該ネットワークについては事業実施主体を含む3者以上を構成員とし、農林漁業者等を

必ず含むものとする。

- (5) 第3の1の(1)で策定する事業実施計画に記載された事業内容について、自己資金若しくは他の助成により実施中の取組又は既に終了した取組と重複する取組が含まれる場合にあっては、当該重複する取組は交付対象外とする。
- (6) 別表1の事項1から4までの取組において施設整備（耐用年数が3年以下のものに限る。）を実施する場合にあっては、次のアからエまでの要件を全て満たすものであること。
 - ア 事業実施計画において施設の利用計画（以下「利用計画」という。）を作成していること。また、施設が事業の用途に必要なかつ適切な規模であること。
 - イ 事業実施計画に沿って適切に、かつ、耐用年数の期間にわたり施設の利用及び管理がなされると認められること。
 - ウ 用地の買収、貸借等に要する費用及び補償費が、事業の対象経費となっていないこと。
 - エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく占有の許可又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づく許可等、行政庁の許認可等を要する場合には、事業実施主体が、関係法令の定めるところにより、当該許認可を得ることが確実であること。
- (7) 人件費を計上する場合には、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。

第8 事業の状況報告

- 1 事業実施主体は、適切な事業執行に努めるとともに、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、自ら点検を行った上で別紙様式第7号に定める事業実施報告書（以下「報告書」という。）を作成し、これを別紙様式第1号と併せて翌年度の6月末までに都道府県知事に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により事業実施主体から提出のあった報告書を基に、当該事業実施主体の成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、事業実施主体を指導するものとする。
- 3 都道府県知事は、1により事業実施主体から提出のあった報告書を取りまとめた上で、別紙様式第5号と併せて、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。また、2に規定する指導を行った場合には、指導内容についても合わせて報告するものとする。
- 4 3の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導するものと

する。

- 5 地方農政局長等は、4に規定する指導を行った場合は、当該指導に対する報告を求め、その報告を受けた年度の12月末までに農村振興局長に報告するものとする。
- 6 事業実施主体は、地方農政局長等から事業に関する調査及び取組状況等について情報の提供を求められたときは応じなければならない。

第9 事業成果の評価等

- 1 事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行った上で別紙様式第7号により報告書を作成し、翌年度の6月末までに都道府県知事に提出するものとする。なお、報告書の作成に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 成果目標の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
 - (2) 事業実施計画に掲げた成果目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
 - (3) (2)を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策を記載すること。
- 2 都道府県知事は、1により提出のあった評価において成果目標の達成率が100%未満の場合にあっては、事業実施主体に対して別紙様式第8号により定める改善計画を提出することを求めることとする。また、成果目標の達成率が50%未満の場合にあっては、当該事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1により事業実施主体から提出のあった報告書を取りまとめた上で、別紙様式第5号と併せて、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。また、2に規定する改善計画の提出及び指導を行った場合には、指導内容についても併せて報告するものとする。
- 4 3により都道府県知事から報告を受けた地方農政局長等は、その内容を点検し、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認めるときは、都道府県知事を指導するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4により指導を行った場合は、都道府県知事に対して当該指導に対する報告を求め、その報告を受けた年度の12月末までに農村振興局長に報告するものとする。

第10 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交

付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除（以下「利益等排除」という。）を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（１）から（３）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

（１）事業実施主体自身

（２）100%同一の資本に属するグループ企業

（３）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告書又は損益計算書における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告書又は損益計算書における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）（１）から（３）までにおける「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それらの費用が当該調達品に対する経費であることを証明する資料を事業実施計画に添付するものとする。

第11 施設等の管理

事業実施主体は、別表1の事項1から4までの事業において施設整備（耐用年数が3年以下のものに限る。）を実施する場合にあつては、施設等（当該事業において整備する施設及び当該施設に附帯する設備をいう。以下同じ。）を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理は、事業実施主体がこれを行うものとする。また、事業実施区域内に存する団体等（事業実施主体となり得る者に限る。）であって、事業実施主体が直接管理する場合と比較して、その施設等の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行い、かつ、施設等の目的外使用及び他者への転貸借のおそれがないと認められる場合には、次の方法のいずれかにより、当該団体等に管理させることができる。

ただし、事業実施主体は、引き続き2に定める施設の管理の責務を負うものとする。

- (1) 事業実施主体と当該団体等において委託契約を締結すること。なお、当該契約には、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の期日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利及び義務のほか、施設等の適切な管理等に当たって必要な事項について、当該団体等とあらかじめ協議の上、契約内容に盛り込むものとする。
- (2) 事業実施主体と当該団体において賃貸借契約又は使用貸借契約を結ぶこと。なお、当該契約には、貸与する施設等の種類、設置場所、貸与の年月日、管理方法、貸与を受ける者の権利及び義務のほか、施設等の適切な管理等に当たって必要な事項について、当該団体等とあらかじめ協議の上、契約内容に盛り込むものとする。さらに、当該契約には、施設等の目的外使用及び他者への転貸借を禁止する事項についても、契約内容に盛り込むものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、補助金等交付事務の取扱いについて(昭和39年11月19日付け39経第4086号農林大臣官房経理課長通知)様式第3号による財産管理台帳を施設等に備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、ネットワークの議決等所要の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。
- (3) (2)の管理規程又は利用規程には、次のアからシまでに掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
 - ア 事業名及び目的
 - イ 施設等の種類、名称、構造、規模、型式及び数量
 - ウ 施設等の設置場所
 - エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
 - オ 利用者の範囲
 - カ 利用方法に関する事項
 - キ 利用料に関する事項
 - ク 施設等の保全に関する事項
 - ケ 償却に関する事項
 - コ 更新に必要な資金の積立に関する事項
 - サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

第12 特許権等の帰属

別表1の事項5の事業を実施する場合にあつては、本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、当該特許権等は事業実施主体に帰属することとなるが、事業実施主体（事業の一部を当該事業実施主体から受託する団体を含む。以下第12において同じ。）は、当該特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

- 1 事業実施主体は、本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく都道府県を通じて地方農政局長等に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるものとして、その理由を明らかにした上で当該特許権等は無償で利用する権利を求めた場合には、事業実施主体は当該権利を国に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるものとして、その理由を明らかにした上で、当該特許権等を第三者に対して利用させる権利を求めた場合には、事業実施主体は当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 事業実施主体は、本交付金による事業の実施期間中及び当該事業の完了後5年間において、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するとき（3に掲げる場合を除く。）は、事前に都道府県を通じて地方農政局長等と協議して承諾を得ること。
事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。
- 5 特許法（昭和34年法律第121号）第76条の定めるところにより特許権の消滅が生じた際には、速やかに都道府県知事を通じて地方農政局長等に報告すること。

第13 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる 1 から 7 までの施策との連携に努めるものとする。

- 1 六次産業化・地産地消法の目的において、6次産業化の推進と併せて総合的に推進することとされている地産地消に係る施策
- 2 「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）に基づく実質化された人・農地プラン（以下「実質化された人・農地プラン」という。）又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条に基づく地域計画（以下「地域計画」という。）に係る施策
- 3 郷土料理、伝統料理、食事の作法等、伝統的な地域の多様な和食文化の承継に関する施策
- 4 地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた施策
- 5 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 6 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた施策
- 7 デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域における、地域資源やデジタル技術を活用した社会課題解決・地域活性化に関する施策

別表 1

事項	事業内容	事業実施主体	交付率及び助成額
農山漁村発イノベーション推進支援事業	<p>1 本事業の実施に当たっては、事項1から5までのいずれかあるいは複数の取組を実施するものとする。</p> <p>2 事業実施期間は上限2年間とする。ただし、事項1から5までの複数の取組を実施する場合にあっては、上限2年間とする。</p> <p>3 事項1から4までの取組にあっては、事業の実施と併せて取組に必要な施設（耐用年数が3年以上のものに限る。）の整備を実施できるものとする。</p>		
1 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進	<p>農林漁業者等と2次産業・3次産業が連携した加工・直売を推進するため、次の取組を実施する。</p> <p>(1) 地域で生産された農林水産物等を使用した業務用一次加工品等の製造・販売のために必要な調査・検討</p> <p>(2) 業務用一次加工品等の新商品開発、安全性を確保するための成分分析</p> <p>(3) 実需者評価会 等</p>	農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体	<p>1 交付率は、1/2以内とする。</p> <p>2 事業実施期間における助成額の上限は500万円とする。ただし、事項1から4までの取組のうち、いずれか1つあるいは複数の取組を実施する場合には、併せても、500万円とする。</p> <p>3 事項5の取組と併せ行う場合にあっては、助成額の総額が500万円を超えないこととする。</p>
2 新商品開発・販路開拓の実施	<p>(1) 新商品開発 農林水産物等を活用し、消費者等の需要に即した新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を実施する。</p>		

	<p>なお、本取組は、確実に産業として成り立つ新商品を開発する観点から、事業実施期間中において3回を限度として、試作品の改良や分析を行うことができるものとする。</p> <p>(2) 販路開拓</p> <p>ア 新商品として開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を実施する。</p> <p>イ 地域で生産された農林水産物等を活用した商品の販路を開拓するための商談会等への出展を行う。</p>	<p>4 事業と併せて行う施設整備に係る助成額の上限は、施設の整備以外の助成額よりも低い額とする。</p>
<p>3 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組</p>	<p>農林水産物等の直売所の売り上げ向上に向け、次の取組を実施する。</p> <p>(1) 直売所の運営体制強化及び経営改善を図るための検討会及び研修会の開催</p> <p>(2) 農林水産物等を活用したインバウンド等需要向け新商品の開発及び消費者評価会の開催</p> <p>(3) 観光事業者等とのツアー等の企画及び直売所の販売額向上のための料理講習会等のイベントの実施</p> <p>(4) 効率的な集出荷システムを構築するための実証の実施</p>	
<p>4 多様な地域資源を新分野で活用する取組</p>	<p>地域資源を活用した新事業や付加価値の創出を図るため、次の取組を実施する。</p> <p>(1) 農山漁村発イノベーションの実施に必</p>	

<p>5 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進</p>	<p>要な経営戦略の策定 (2) 多様な事業主体と連携するための事業実施体制の構築 (3) ワークショップ等を通じたビジネスアイデアの創出 (4) 新事業・サービスの展開等</p> <p>地域資源を活用した新事業や付加価値の創出を図るため、実用化の可能性がある研究開発成果の利用を促進するため、次の取組を実施する。</p> <p>(1) 新技術等の導入実証 現場段階における新技術等の導入実証や利用体系の確立、コスト分析等を行う取組</p> <p>(2) 試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造手法の確立 商品化に向けた品質・機能性成分等の分析や試作品の製造、評価等を行う取組</p> <p>(3) 新技術等を活用した新商品等の試験販売、販路開拓 新商品等の開発、商品デザインの作成、試験販売及びマーケティング等を行う取組</p>	<p>農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体、コンソーシアム</p>	<p>1 交付率は、定額とする。 2 事業実施期間における助成額の上限は、500万円とする。 3 事項1から4までの取組と併せ行う場合にあっては、助成額の総額が500万円を超えないこととする。</p>
-----------------------------------	--	---	--

別表2（農山漁村発イノベーション推進支援事業の配分基準）

評価項目及び配点基準	ポイント
<p>① 事業実施地域における所得の向上や雇用の確保に資する取組であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の項目のうち、該当するもの全てにポイントを加算する。 <p>ア 定量的な目標として、経営全体の営業利益の増加を定めていること</p> <p>イ 定量的な目標として、当該取組を実施するために1人以上の雇用の増加を定めていること</p>	<p>2</p> <p>2</p>
<p>② 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の項目のうち、該当するもの全てにポイントを加算する。 <p>ア 事業を実施する前年度の損益計算書、貸借対照表などの財務諸表、所得税青色申告決算書が添付されていること</p> <p>イ 事業を実施する前年度の決算において経常損益が黒字であること</p> <p>ウ 事業を実施する前年度の決算において債務超過でないこと</p> <p>※事業を実施する前年度の書類が存在しない場合は前々年度の書類を提出すること。</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>
<p>③ 事業費のうち事業実施主体の自己負担分について、適正な資金調達が可能であること</p> <p>事業に必要となる資金が用意できることが確認できる財務諸表や通帳の写し、調達先との電子メールなどの資料が添付されていること</p>	<p>1</p>
<p>④ 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の項目のうち、該当するもののいずれか高い方のポイントを加算する。 <p>ア 事業実施担当及び会計担当について、専任の職員を設置していること</p> <p>イ 事業実施担当及び会計担当について、他業務と兼任だが担当職員が指名されていること</p>	<p>2</p> <p>1</p>
<p>⑤ 成果目標の検証が適切に行われることが見込まれること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の項目のうち、該当するもののいずれか高い方のポイントを加算する。 <p>ア 中小企業診断士や地域プランナー等などの専門家による検証を行うことを定め、その具体的な検証手段が記載されていること</p> <p>イ 事業実施主体が自ら実施する事業の効果の検証の方法について、定量的かつ具体的な手法が記載されていること</p>	<p>5</p> <p>3</p>